

確認してください

知っておきたい税情報

市が行う公共サービスには、市民一人一人が納める税金が使われています。

今回、市税などの税に関する情報を紹介します。

なお5ページには「令和2年度税・保険料などの納付期限一覧」を掲載しています。
ぜひ活用してください。

6月1日(月)までに納付を

軽自動車税種別割

令和元年10月1日から自動車取得税が廃止され、今までの軽自動車税は「軽自動車税種別割」に名称を変更しました。税額の変更はありません。

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の軽自動車などの所有者に課税される市税です。

最寄りの金融機関やコンビニエンスストアなどで、早めに納めてください。

軽自動車税種別割の減免制度

身体に障害のある人などが、移動のために利用する軽自動車

にかかる税金を、減免する制度があります。減免を受けるためには申請が必要です。

対象／軽自動車を所有する身体障害・知的障害・精神障害のある人、またはその家族などで、一定の基準を満たす人

申請期限／6月1日(月)

市税課課税班(☎62・5321)

軽自動車税種別割のよくある質問

Q. 前年度7、200円だった税額が、今年度は12、900円に上がったのはなぜですか。

A. あなたが所有している車両が、最初に登録してから13

年を経過しているため、グリーン化を進めるための「経年車重課」の対象になったからです。

口座振替による納付に協力を市税の納付方法

市では口座振替による納付を原則化しています。現在、納付書で納めている人は、口座振替への切り替えに協力してください。

口座振替は、市役所や金融機関まで出向く必要がなく、納め忘れもありません。現金などを持ち歩く必要もないため、便利

問…問い合わせ
申…申し込み

で安全・安心な納付方法です。

申し込み手続きは

預金通帳と通帳印を持参の上、納付書に記載のある市指定の金融機関か、郵便局で行ってください。

税務課で手続きする場合は、キャッシュカードと身分証明書(運転免許証など)を持参すれば、手続きできます。

市税課課税班(☎62・5322)

納税の利便性を図るため開設

夜間・休日納税窓口

仕事などで、日中に市税などの納付や納付相談ができない人

のため、夜間・休日納税窓口を開設しています。

開設日時

夜間納税窓口／毎月10日 午後5時30分～8時

※土・日曜日、祝日の場合は、直後の平日になります。

休日納税窓口／毎月第4日曜日 午前8時30分～正午

開設場所

税務課(市役所本庁1階8番窓口)

〈注意事項〉

● 納付相談は市税・国保税に限ります。

● 介護保険料、後期高齢者医療保険料なども、納付書を持参すれば納めることができます。

市税課課税班(☎62・5322)

届いたら確認を

各納税通知書の発送日

市県民税／●普通徴収…6月12日(金) ●特別徴収…5月15日(金)

固定資産税／5月8日(金)

国民健康保険税／6月17日(水)

軽自動車税種別割／5月8日(金)

※郵便状況により、届くまでに2～3日かかる場合があります。

期限内に納付しましょう！

令和2年度 税・保険料などの納付期限一覧

納付金額を記入し、納付計画や口座振替時の通帳残高の確認などに活用してください。

納付期限	市県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料
6月 1日(月)		第1期 円	全期 円			
6月30日(火)	第1期 円			第1期 円	第1期 円	
7月31日(金)		第2期 円		第2期 円	第2期 円	第1期 円
8月31日(月)	第2期 円			第3期 円	第3期 円	第2期 円
9月30日(水)		第3期 円		第4期 円	第4期 円	第3期 円
11月 2日(月)	第3期 円			第5期 円	第5期 円	第4期 円
11月30日(月)				第6期 円	第6期 円	第5期 円
12月25日(金)		第4期 円		第7期 円	第7期 円	第6期 円
2月 1日(月)	第4期 円			第8期 円	第8期 円	第7期 円
3月 1日(月)						第8期 円
問い合わせ先	税務課収税班 ☎62-5322				高齢者福祉課 介護保険班 ☎62-5308	保険年金課 高齢者医療年金班 ☎62-5882

※上記は、普通徴収の納付期限です。

使用料などの納付期限と問い合わせ先

水道料金	保育料	学校給食費	放課後児童クラブ 受託料	市営住宅使用料 雇用促進住宅使用料 駐車場使用料	公共下水道 使用料	公共下水道 受益者負担金	農業集落排水 処理施設使用料
隔月末	毎月末	毎月末	毎月末	毎月末	隔月末	7月31日(金) 9月30日(水) 12月25日(金) 3月 1日(月)	毎月末
水道課業務班 ☎63-9180 お客様センター ☎63-8881	子育て支援課 保育班 ☎62-5313	第一給食センター ☎62-0366 第二給食センター ☎55-2246	学校教育課 学務班 ☎55-5724	都市整備課 建築住宅班 ☎62-5895	下水道課管理班 ☎62-5357		

※12月の納付期限は25日(金)になります。

※納付期限が土・日曜日、祝日の場合は変更になります。

このページを切り取って利用してください